

競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会（第5回会合）議事録

1 日時 平成26年10月24日（金）14時00分～16時00分

2 場所 スタндарт会議室神谷町店7階B会議室
（東京都港区虎ノ門5-12-12 神谷町ビル）

3 出席者

（研究会委員）

座長	岸井 大太郎	法政大学法学部教授
委員	青柳 由香	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	上村 達男	早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授
	大山 泰	株式会社フジテレビジョン報道局専任局次長兼 経済部編集委員兼解説委員
	国谷 史朗	大江橋法律事務所代表社員（弁護士）
	白石 忠志	東京大学大学院法学政治学科研究科教授
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授

（事務局）

公正取引委員会事務総局 松尾経済取引局長，杉山経済取引局総務課長，
片桐経済取引局調整課長

4 会議次第

- （1）開会
- （2）取りまとめに向けた自由討議
- （3）閉会

5 議事録

○岸井座長 それでは、定刻になりましたので、ただ今より競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会、第5回会合を開催いたします。

委員の皆様には御多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。

なお、本日は、富山委員が所用のため欠席でございます。報道関係者の方がいましたら、ここで御退席をお願いいたします。

第2回会合から第4回会合までは、支援機関、被支援事業者、当該事業者の競争事業者、欧米の公的再生支援の事情について、専門家からそれぞれヒアリングを実施してまいりました。

本日から、競争政策と公的再生支援の在り方について、論点に係る自由討議をしていきたいと思っております。

それでは本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○片桐調整課長 まず、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。会議次第がございまして、次に、資料1といたしまして、「第5回会合で御議論いただきたい事項」

と題する資料。そして、参考資料として、第4回会合で配布しましたEUの「新救済・再生ガイドライン」、以上になります。

資料1でございますけれども、本研究会の提言に向けまして、充実した御議論をお願いしたいということで、御参考になるように御提示させていただくものでございます。

なお、配布資料のうち、参考資料でありますガイドライン、それからその資料1の参考部分は、未定稿版につきまして、前回会合と同じく対外的には非公表とさせていただければと思います。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

それでは、参考資料であるガイドライン及び資料1の参考部分は非公表といたします。翻訳がまだ確定していないので、このような扱いをさせていただきます。

次に、本日の議事の進め方ですが、論点の分量が多く、議題は大きく、第1の「公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的認識」と、それから第2の「公的再生支援が競争に与える影響とそれに対する対応」の2つに分かれます。さらに第2の方が、1と2に分かれております。そこで、一遍に説明してもらおうと、論点があちこちに飛んでしまいますので、次のとおり進めさせていただければと思います。

まず第1「公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的な認識」について、事務局から説明し、その上で各論点について、資料のページごとに委員の皆様にご議論いただければと思います。その次に、第2の「公的再生支援が競争に与える影響とそれに対する対応」のうち、1の「公的再生支援が競争に与える影響」について事務局から説明していただいて、その上で各論点について資料のページごとに御議論いただく。その次に、第2の2の「公的再生支援が競争に与える影響とそれに対する対応」の後半部の、「公的再生支援が競争に与える影響の最小化の方法」について、また事務局から説明していただいて、資料のページごとに御議論いただく。全体の議論を3つに分けて、その上で個別の論点ごとに順番に議論していただくということにさせていただければと思います。

それでは、まず資料1の議題第1の「公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的認識」に係る部分です。資料の1の3ページまで、事務局より説明をお願いいたします。

○片桐調整課長 では、資料1の議題1の部分まで御説明いたします。

資料1の表紙をめくっていただきまして、1ページ目の一番上の箇所に、公的再生支援の目的を書いてありますが、本日から自由討議に入っていただくに当たりまして、ここで、公的再生支援が行われる目的の再確認でございます。

すなわち、公的再生支援は、様々な政策目的に基づいて、経営が困難な状況にある事業者が経営破綻によって生じる特に顕著な弊害を回避するために行われています。

続いて、その下に、研究会の第1回会合で委員の皆様にご確認いただきました今後の研究会で御議論いただきたい事項、いわゆるアジェンダの第1の論点と、それからその下に考慮すべき事項を再掲させていただいております。

次に、2ページの説明ですけれども、まず公的再生支援は様々な政策目的に基づいて行われているわけですけれども、そもそも、市場における競争の結果、本来、市場から退出すべき事業者が公的再生支援によって退出しないことは、競争のゆがみのおそれがあると公正取引委員会としては考えております。議論の最初といたしまして、この公的再生支援によりどのように競争がゆがめられるのかという点について、御議論いただきたいと考えております。

具体的には、その1つ目の○ですが、公的再生支援により、非効率的な事業者が市場から退出し、効率的な事業者が残るといった市場メカニズムが損なわれるのではないかとといった点について、御議論いただきたいと考えております。

次に、2つ目の○ですが、競争のゆがみによる市場への影響ということで、公的再生支援を実施した後に生じる非効率性として、非効率的な事業者から効率的な事業者への需要の移転が妨げられるといったことを書いております。これは、例えば公的再生支援によりまして、非効率的な事業者が効率的な事業者よりも優位になるようなイコールフットィングの問題があるのではないかとといったこととなります。

それから、3つ目の○ですけれども、事前の非効率性ということで、ここに書いておりますのは、公的再生支援を受けることを見越して、いわゆるモラルハザードが生じる可能性があるのではないかとといった点となります。

それから、その下の○ですが、競争促進効果といたしまして、公的再生支援によりまして、被支援事業者の効率性が改善されるわけですし、またその市場の寡占化に歯止めと書いてありますけれども、これは公的再生支援によって退出するはずの企業が市場に残って、その分プレイヤーの数が減少しなかったというわけですが、これについては競争の観点から一定の評価ができるのではないかとといった点について、御議論いただきたいと考えております。

次に、3ページですが、競争政策の観点から、どのような点に留意すべきかという論点になります。

これは、アジェンダの、公的再生支援を行う場合には、競争政策の観点から当該支援はどのようなものであるべきかといったことを考えるときの基本的な考え方の部分に当たります。

1つ目の○ですけれども、事業再生は、基本的に民間で行われるべきものであるということとして、公的再生支援は、民間だけでは円滑な事業再生が不可能である状況におきまして、公的機関が行わざるを得ないような場合に限り補完的に行われるべきではないかということです。

次に、2つ目の○ですが、必要最小限という考え方でございまして、これは事業再生には必要な水準で、かつ、競争に与える影響は最小である必要があるのではないかとといったことです。

そして、3つ目の○ですが、透明性の確保ということであります。公的再生支援には、被支援事業者の競争者の視点から、被支援事業者に対する支援の情報の透明性の確保が重要であるのではないかとといった点について、御議論いただきたいと考えております。

議題1に関わる部分の説明は以上になります。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

それでは自由討議ということですが、総論的な話なので、ちょっと抽象的な話ではありませんけれども、こういう基本的枠組みの考え方でいいのかどうかということについて、最初に論点ごとに分けて議論したいと思います。最初は2ページです。公的再生支援によりどのように競争がゆがめられるかということで、今、事務局から説明していただきましたこの競争のゆがみの発生、競争のゆがみによる市場への影響、競争促進効果、これらに関して自由にお話しただければと思います。どなたでも構いません。いかがでしょうか。

それでは私から指名しますけれども、経済学の議論がいろいろ入っておりますので、もし差し支えなければ、松村委員、いかがでしょうか。

○松村委員 2ページの最初と次のところですが、確かにこういうことは原理的にあり得ます。

例えば、政府の補助金や、利子補給がないと生き残れない企業が、補助金がある結果として生き残って、ライバル企業から顧客を奪ったり、あるいはその結果として市場への新規参入が起こらなかつたりすると、より低いコストで供給できる企業の市場を奪っていて、社会全体としてコストを上げていることは十分あり得ます。

いつまでも補助金がないと生きていけない企業を、補助金を出し続けて生き残らせるとか、いつまでも利子補給をしないと生きていけない企業に利子補給し続けて生き残らせるとするのは、これに当てはまると思います。しかしそれ以外の種類のものについては、びんときません。極端なことをいうと、本来なら公的資金なしに、会社更生法だけで、民間ベースでやれたはずなのに、利害関係者の調整がうまくいかなくて、政府が調整役として調整したのだけれども、その後利子補給等の資金援助は比較的短期間で終わったという類いのものは念頭に置かれていないなら、とてもよく分かる文章です。しかし、もしそちらの類型まで念頭に置いているのだ

とすると、どういうロジックなのか理解できません。教えていただけますか。

○岸井座長 事務局、いかがですか。

○片桐調整課長 今、松村委員がおっしゃったようなことを除いておらず、それも含めてということで考えています。

○松村委員 それを念頭に置くとよく分かる。今回のヒアリングでも出てきた、あらゆる類型に当てはまるものといわれると分からない。単にそれだけのことなので、それを念頭に置けばいいということなら、それでいいです。

○国谷委員 松村委員と同じ意見を持っています。事前の非効率性ということでモラルハザードが生じるかという点については、例えば余力のない中小企業が政府の補助なしには生きられないということは分かっていますが、利子補給がずっと行われているので生き延びているような場合は、モラルハザードが典型的に出てくると思います。しかし、日本航空のような場合には、公的再生支援が期待されるという意味で、最終的には何とかなるだろうということは思っていますが、経営者とすれば、倒産するということがどういう形態を採っていたとしても、大変シリアスな話ですし、個人責任の追及も含めてかなりの批判にさらされるわけですから、事前にモラルハザードが生じるというのは、競争の激しい企業の場合には考えにくいと思います。

○青柳委員 今の国谷委員からの御発言ですが、公正取引委員会の、競争政策研究センターで2年間、国家補助と一緒に研究した経済学者がまとめられた箇所、逆に競争の激しい分野においては考えにくいというのは必ずしも書いていなかったのですけれども、公的再生支援があることによって、リスクテイクがより可能になるというか、そちら側に寄っていくと、競争的な行動を採るようになるということが書いてあったように思うのです。

○岸井座長 もうちょっと説明していただけますか。

○青柳委員 簡単にいうと、いざとなったら、助けてもらえるかもしれない。そういった期待があることによって、より危険度の高い、より競争的な、アグレッシブな事業対応を採ることがみられるといった研究結果を引用した箇所が報告書にあったように思います。

○岸井座長 そういう実証研究があるということですね。どうですか、国谷委員。

○国谷委員 どういう背景の下で実証研究がされたのか分かりませんので、正確なコメントがしづらいのですが、あらかじめ一定の要件を満たせば、公的再生支援がかなりの確率で期待できる場合には、そのとおりだと思うのですが、そういう枠組みはないことが普通だと思うので、そういう場合にはモラルハザードは起きないのではないかと思います。普通の経営者は会社を潰したくないので必死になって頑張ると思います。

○**大山委員** ある意味ではここは総論的な部分をどう考えるかということですよね。だから総論に入れてしまうのかどうか分からないですけども、ヒアリングで聞いたのは、たまたま航空業界と金融の例が多かったわけです。

恐らくこういう非効率性の問題とか、効率性の問題とか、モラルハザードの問題は、業態によってかなり変わってくる気はします。例えば、金融とか公共交通インフラで、なおかつ寡占が進んでいるようなものと、高度成長経済期に経済成長のパイが増えるに従って、日本だと第二次産業の会社が大量に増えて、今、その整理が行われているとか、総論としていうと、モラルハザードが生じる部分と生じない部分と、それから国としての国際競争力に絡む部分と、そういうニュアンスはあった方がいいような気はします。

○**上村委員** 今の青柳委員のお話について、こういう言い方は偏見があるかもしれませんが、経済学を専門とされている方はよくそういうことをいうのですよね。例えば、物言う株主ならば相当筋が悪くても、物を言ったことによる効果はあるとかいうのですけれども、私はガバナンスがきちんとしている会社は、そのガバナンスを評価されたり、ガバナンスから信任を受けたりすることによって、比較的リスクな行為も安心してできるというのが普通の在り方であって、ガバナンスがきちんとしていない会社が公的再生支援を期待してリスクな行為も採れるという話にはならないと思います。

今、総論の話だと思いますので、今までのヒアリングとか、委員の方々の議論をお聞きして感じたことを申しますと、全体として、この問題を考える場合の視点が幾つかあるという感じを受けました。

1つは競争政策という観点からですと、合併する場合にある製品について100%生産していても、有効な競争者があるからいいのだとか、有効な競争者が出る可能性があるからいいのだというような議論がかつてありました。

ですから、公的再生支援があることによって、有効な競争者が存続するのではないか。他方で独占の場合ですと、公正取引委員会の立場としては、分割命令を出した方がいいという競争政策上の認識があるとすれば、破綻するのを待って、それからまた分割命令を出すぐらいだったら、公的再生支援に競争政策的な視点をきちんと盛り込むような形での支援がなされることで、そういう無駄な行為をしなくて済むという視点があるのかなというのが1つです。

それから、私は公的再生支援が最終的に誰の利益になっているかという意味で、消費者とかそれから投資家とか、つまり個人がどういう目に遭っているかというのは、非常に大きな視点ではないかと思います。つまり金の流れさえスムーズならいいということではないのではない

かというのが1つです。

それから金融機関の救済の場合が特にそうですけれども、例えば業態によっては、公的規制の対象になっている業態と、対象外の一般企業の場合とがあると思うのですけれども、公的規制の対象になっている業態について公的再生支援が行われる場合には、公的規制の目的と、それから公正取引委員会が担当している競争政策との関係がどうなのかという点が非常に大事ではないかなと思いました。

もう1つの視点は、これはやはり、公正な支援でなければいけないということです。つまり支援の周辺だけはものすごく美しいのだけれども、さらにその外縁に様々な不当な、不公正な行為をまき散らしているようなものであれば、そうした支援を認めてはいけません。それから特に危険なのは、この間の日本航空に対する支援のように、支援完了後すぐ上場を予定しているような場合は、これは一般の企業であっても、株式の未公開というのは非常に危険な状況でありますから、そこが公正でなければいけないというのも、もう1つの視点かなと思います。

それから最後に、前回申しましたけれどもEUの国家補助制度を評価する場合には、一国内での競争ではなくて、アタリアが国家補助の結果どうなるかよりは、ルフトハンザがそれに対してどうみるかとか、エールフランスがどうみるかとか、つまり国と国の思惑がそこに反映することによって、過度に支援が抑制的になっていないかという点で、EUの制度を日本に翻訳する場合には、どこをどういうふうに見直して翻訳していったらいいのか。その辺は専門の方にお聞きしたいと思いますけれども、そうした幾つかの視点の組み合わせで評価は行われるべきではないかと思うのです。

そんな感想を今まで持ったということだけ申します。

○岸井座長 先ほどから出されている競争へのゆがみということについて、いろいろ議論が出たので、私が簡単に整理させていただきます。皆様、最初の競争のゆがみの発生というところで、市場メカニズムとの関係で競争のゆがみを考えようということは、異論がないというか、こういう形でやろうということは問題ないのではないかと思います。

この市場メカニズムの話をいろいろ突っ込んでやりましたけれども、この日本航空の支援に関して、とにかく一方で国が再生にお金を出すこと自体がいわばアンフェアではないかという非常に素朴な議論があり、他方で潰れかかっている企業を助けるのは当然ではないか、しかし、それは競争に対する影響も大きいという、極端な議論があるので、やはりこれは、客観的というか、きちっと競争の観点、市場メカニズムを1つのベースにして、その影響を考えるというのが、まず共通の認識で良いのではないかなと思うのです。この辺はよろしいでしょうか。

その上で、この競争のゆがみの市場への影響ということで、先ほど松村委員が問題提起された前半の需要の移転が妨げられる^{うんぬん}云々というのは、これは実際こういうことが生じるケースもあるし、そうでない場合もある。つまり今の点からいうと、公的再生支援一般が常にそういう要素を持つというのは少しい過ぎだという趣旨で理解してよろしいでしょうか。

そうすると、先ほど私が言ったような市場メカニズムの観点からいろいろ影響を具体的に考えていくという立場からの御発言ということでよろしいのでしょうか。

○上村委員 そのとおりに違いないのですけれども、そこで競争といった場合に、私が先ほど申しあげましたような視点を全部含めた意味だと思っていますので、例えば競争はあるけれども、消費者は違いますといったことはあり得ないわけですし、金融機関であれば、金融法の目的と競争の関係というのは、必ず考慮に入っているわけですし、先ほど言いましたようなアンフェアな行為をまき散らしてはいけないし、しかし公正取引委員会からすれば、本来の競争政策の観点から有効な競争者がいてほしいという視点もあるでしょうし、これがワンセットではないかと思って先ほど申しあげたのです。

○岸井座長 あまり違うことを言っていないような気がするのですけれども。いわゆる競争というか、市場メカニズムというか。それで消費者のことを言われましたけれども、当然、市場メカニズムというのは、最終的には消費者の利益を確保するということと結びついて書いておりましたので。

○上村委員 いや、それはこの間の日本航空ではありませんけれども、あれは50%程度も個人株主がいて、それは株主優待券等でその飛行機を利用している人たちが大半だったわけです。その個人株主が消えて匿名性の高いファンドが株主になったわけです。ですから、お金の流れとしてはきれいなものだけれども、それによる受益者の質は180度変わってしまっているわけで、それは1つの評価基準にはなると思うのです。

○岸井座長 それを否定しているわけではなくて、市場メカニズムというときは、やはりこの機能を発揮するということは、独占禁止法でも一般消費者の利益の確保ということが究極目的に出てきますけれども。

○上村委員 でもそれによって消費者の保護とか、投資者の保護とか、国民経済の健全な発展とかという究極目的があるわけです。

○岸井座長 そうです。そういう形で結びついているということですね。

○上村委員 ですから、その両者はイコールではないのではないのでしょうか。個人株主や労働者が排除されても究極的には消費者の利益になるということにはならないと思います。

○岸井座長 同じことだと思います。その辺も特に問題ないということで、問題は先ほど国谷委員がおっしゃったモラルハザードの点なのですけれども、これについては、経済学の議論ですから、いろいろ意見があるかと思いますが、私の理解でお話ししますと、確かにモラルハザードが生じない場合もかなりあるかもしれないということなのです。

だから可能性があるということで書いているのですけれども、個々のケースで具体的に生じるかどうかというのは、個別にみてみないと分からないのですけれども、一般的に公的再生支援というのは、いわば恒常化するというと、前もこういうことがあったからという形で、個々のケースの積み重ねの、何か相乗効果で、こういう意識を持つ経営者が出てくる可能性があるのではないかと。

いわば個別の効果ではなくて一般的効果といいますか、モラルハザードというのは、1つ問題が生じ得るということは、経済学ではいろいろ実証研究をしていますので、ケースによっても、いろいろ条件によっても変わるとは思いますけれども、何かそういうような観点から私は理解していたのですけれども、違っていることを言っているのではなくて、モラルハザードの一般的な捉え方は、そういうことなのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○国谷委員 「可能性があるのではないかと書かれて間違いだというつもりではありません。ただ、大きく2つに分けて、事前・事後と書かれて、余りにも比重が大きく捉えられかねないと思ったので、申し上げただけです。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

それでは、特にやはりこういう表現ではまずいとか、この論点は絶対落とせないとかという、そういう点でも構いませんので、いかがでしょうか。

○青柳委員 質問があるのですけれども、公的再生支援でお金が注入された場合に競争がゆがむというところについては、異論がないと思うのですが、そのことがすなわち市場メカニズムが損なわれるという言葉遣いでいいのかというのが、ちょっと分からないところがございまして、例えば市場に競争のゆがみが生じることはモラルハザードによって市場メカニズムが損なわれることであるということについては、なるほどと思うことがあるのですけれども、競争のゆがみイコール市場メカニズムの毀損ということでもないのではないかと。

例えば、公的再生支援がなされることによって、競争が促進される場合もあり得るわけです。それを市場メカニズムが損なわれたというふうには、この研究会で捉えるのかどうかというのはとても大きな点だと思います。

○岸井座長 それは最後の競争促進効果のところの話でしょうか。

○青柳委員 それに限らず一般的にです。競争のゆがみがあるというのは、何もなかった場合に比べて違ったタイプの市場の構造になるということを、イコール市場メカニズムが損なわれたところでは捉えるということですか。

○岸井座長 言葉の使い方のような気もするのですけれども、まず公的再生支援があって、それでその再生支援によって、それは支援がなかった場合とあった場合を比べると、やはり違ってきます。ただ、それを評価する場合に、支援をすることによって競争のプロセスに介入して市場メカニズムが損なわれるおそれがある。これが必ずそうだとやっているのではなくて。

○青柳委員 分かりました。

○岸井座長 それでは、先ほど上村委員がEUのお話をされましたけれども、EUが一番参考になるということで、この資料でもEUのガイドラインの内容について触れているのですけれども、別にこれはEUにそのまま従わなければいけないということではなくて、一番参考になるデータということで掲げてあるということですか。

○上村委員 私はそういう意味で、日本に持ち込むにはどのように翻訳してやったらいいかということ。

○岸井座長 正にそれを議論しようということですので。全く同感であります。

○上村委員 皆さんに知ってほしいと思い、申し上げました。

○岸井座長 ありがとうございます。

それでは、今の競争促進効果の話で、具体的に市場の寡占化の話が出ておりますけれども、これについてはいかがですか。支援をすれば寡占化に歯止めが掛かる場合もありますが、先ほども言いましたけれども、競争のゆがみというのは、需要移転が妨げられる云々^{うんぬん}ということですから、寡占化に歯止めを掛けるということと、それから市場メカニズムのゆがみが発生するということは併存し得るわけです。

寡占化が阻止されたからといって、この支援によるゆがみがなくなってしまったわけではない。ですから、支援機関が支援内容の調整を行わなければならないという話ではないかと理解しているのですけれども、松村委員。余りそのように理解しない方がよろしいでしょうか。

○松村委員 僕は、正直、余り生産的な議論になっていないような気がします。ここに書かれていることは、とりあえずこういうメリットもあり、こういうデメリットもあるという点だけで、この点に関して誰も異論がないなら、これでいいのではないですか。

○大山委員 私は、「セクターによっては」というくらいの記載はあってもいいような気がします。例えば、航空業界を大きな池に見立てた場合、2つの大きな魚が泳いでいて、ようやく

新規参入として小さい魚が入ってくるような状況は、異常なセクターでもあるので、そこは多分、第二次産業と全然違うような気がします。

○岸井座長 次の3ページ目のどのような点に留意すべきかについて、補完的であること、必要最小限であること、透明性が確保されることという3つの原則が挙げられていますが、これも一般論で、特にどうこうということはないのかもしれませんが、もし何かこれについて、こういうのもあるのではないかとか、あるいはこれはちょっとおかしいのではないかとというも含めて御議論いただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○白石委員 これにつきましても、今、松村委員がおっしゃったとおりで、基本的な考え方としてはこれでよいのではないかと思います。

○上村委員 正に競争政策の観点であれば、ここに書いてあることは全て正しいことになるのでしようけれども、支援政策の目的というものの公益性はあるわけです。

ですから、それはそれで必要と認めた上で競争政策からどのような観点から歯止めを掛けるかということもあるかなと思いました。

場合によっては補完というよりは、支援目的の方が大きいこともなくはないという感じがします。だから競争政策の観点に絞れば、全部そうなるのですけれども、先ほど申しましたのは、それぞれの支援目的とか、それぞれの分野に公的規制が掛かっているか、掛かっていないかとかによって公的規制をどう評価するかという問題があって、要するにこれは成功した支援なのか、失敗した支援なのかというのは、どちらか1つの評価であって、ゆがんでいるけれども成功したとか、ゆがんでいて失敗したとか、そのように分けていう必要はない気もしたものですから。

○白石委員 先ほどの発言を補足させていただきます。

基本的な考え方としては、ここに書いてあることでいいのではないと思うのですけれども、この必要最小限というのが余り厳密に神経質に追求されるようになると、困ることも出てくるのではないかと思います。

つまり、何か支援をしたときに、より競争への影響が少ないものが1つでも見付かれば、既に行った支援が問題のあるものであったことになってしまうことも困ると思います。事前にそういうことが分からないこともあると思います。

したがって、手段の必要性の観点から、適切な範囲に収まっていることは必要だと思いますけれども、最小限でなければならないというところまで求める必要があるかというところ、若干議論の余地があるのではないかと思います。

○岸井座長 今、上村委員がおっしゃったことと、白石委員がおっしゃったことは、それぞれいわゆる支援の目的の正当性の話と、手段の正当性の話だと思うのですけれども、それを考えるときに補完的であること、必要最小限であることというのは、表現がちょっと厳し過ぎないかという趣旨でよろしいですか。

○上村委員 公正取引委員会ですから、競争政策からみればこうですというのはいいと思うのですけれども、それだけでは駄目だろうということです。

○岸井座長 最初の補完的であることは、必要な場合もあることは認めているわけですから、恐らく上村委員がおっしゃっていることとそれほど矛盾しないのではないかと。

それから、白石委員の必要最小限の表現について、私も詳しく調べていないので、いろいろな議論があるかと思うのですけれども、恐らくこれはいわゆるEUというプロポーショナルティ（比例原則）に近い形で使われているのではないかと思うので、その比例原則の考え方は、いろいろ幅がありますけれども、1つのバリエーションという形で受け取っていただければ、表現はもう少し修正する必要はあるかもしれません。そのようなところでよろしいでしょうか。

○白石委員 はい。

○岸井座長 それでは第2の前半の「公的再生支援が競争に与える影響」ということで、具体的な話に入っていきたいと思います。

では事務局から説明をよろしくお願いします。

○片桐調整課長 では、第2の論点の前半部分になりますけれども、「公的再生支援が競争に与える影響」に係る部分を説明したいと思います。

まず4ページを御覧いただければと思うのですけれども、ここでは先ほどと同じように、第1回会合の資料でのアジェンダの第2の論点、それから考慮すべき事項と同じものを書いてあるということでございます。

ここで補足がございまして、ここの考慮すべき事項といたしまして、○が3つあって、3番目の○につきまして、代償措置をどう考えるかという点がございまして、この代償措置の項目につきましては、具体的な話にもなりますので、次回の会合でのテーマということで御議論いただければと考えているところでございます。

続いて5ページの説明をさせていただきますけれども、最初は市場の特性によりまして、公的再生支援が競争に与える影響に差異は生じるかという論点になります。

公的再生支援の競争に与える影響でございまして、基本的には市場の特性と支援内容によって異なると考えられるわけでございまして、市場の特性といたしまして、具体的

には1つ目の○ですけれども、事業者の規模としまして、一般的に、被支援事業者の規模が大きい場合には、競争に与える影響は大きくなるのではないかと。

それから次に、2つ目の○ですけれども、市場シェアといたしまして、一般に被支援事業者の市場シェアが大きい場合には、競争に与える影響は大きくなると思われるのではないかとという点でございます。

それから3つ目の○ですけれども、これは市場の集中度が高いほど、つまりここに書いてある高度寡占市場においては、そうでない市場と比べて、競争者に対する影響が大きくなるために、公的再生支援が競争に与える影響が大きくなると思われるのではないかとといった点について、御議論いただきたいと考えています。

次に、6ページの説明をさせていただきます。ここは支援の内容によりまして、公的再生支援は競争に対してどのような影響を与えるのかという論点になります。

支援の内容といたしましては、具体的には、このページの1つ目の○と2つ目の○ですけれども、支援の期間、それから回数といたしまして、一般に公的再生支援の期間が長くなればなるほど、それからその回数については、支援が繰り返し行われる場合については、一度しか行われない場合と比べますと、競争に与える影響は大きくなるのではないかとといった点について御議論いただきたいということでございます。

それから3つ目の○について、これは支援の規模といたしまして、支援の規模が大きいほど競争に与える影響は大きくなるという点について御議論いただきたいということでございます。

7ページに移らせていただきますと、これは支援の内容による競争に対する影響を考えるとということですが、金融支援、それから非金融支援といったような観点の議論をいただければと思います。まず金融支援でございますけれども、融資などの流動性支援、それから出資といったようにいろいろなタイプがあるわけでございますけれども、こういった金融支援のタイプの違いによりまして、競争に与える影響に違いがあるのではないかとという点について、御議論いただきたいと考えております。

この金融支援につきましては、民間だけでは事業再生が不可能な状況において、その補完的な役割の範囲内であれば、例えば事業継続に当たって信用力不足のため、民間からの出資が受けられないような場合に公的再生支援で出資を行うのであれば、競争へ与える影響は限られるのではないかとといったことについて、御議論いただきたいと考えています。

次に、非金融支援といたしまして、次の○ですけれども、債権者間調整や専門家の派遣等といったこととなりますけれども、これは金融支援と比べて競争に与える影響が小さいと

よいか。それから非金融支援の中にも、いろいろなタイプがあるわけでございますけれども、この非金融支援のタイプの違いによりまして、競争に与える影響に違いがあるのではないかと、いったような点について御議論いただきたいと考えております。

第2の論点の前半に係る説明は以上になります。

○岸井座長 ありがとうございます。

それでは、最初に、公的再生支援の競争に与える影響で、市場の特性について規模、シェア、集中度に限って、論点として出されておりますけれども、この論点についてはいかがでしょうか。先ほどの総論の話の具体化になるかと思えます。

○大山委員 私は、業種ごとに公的再生支援をした場合の在り方は変わるのではないかと、ちょっと先走って言ってしまったみたいですが、特に参考のところに書いてある日本の航空業界の場合は、この論点はかなり当てはまるのではないかと、経済学やその他の専門家の方々の学問的な分析とは別に、当該事業者からの説明を聞いて思いました。

○上村委員 一般的に言えば、今、大山委員がおっしゃったとおりだと思います。でも、そうであればあるほど、公的再生支援の必要性も大きいともいえるのです。ですから、こういう状況がなければ、わざわざ公的再生支援をしなくても済むかもしれないので、その対抗軸として公的再生支援の必要性というのが、一方により出てくれば、そこでやはり先ほどのような視点で物事をみていかないといけないということに変わりはないのではないかと思います。

○松村委員 基本的に、今、言われたことと同じことを言っているような気はするのですが、ここでいっているのは、他の条件を一定とすれば、規模が大きいほど、市場の集中度が高いほど、影響を与える可能性が高い。だから注視する、と言っているだけ。一方でこの条件は正に御指摘のとおり、再生する必要があるという条件に該当する企業という可能性もあるわけですから、大きな企業を支援するのはけしからんと言っているのではない。重点的にみると言っているにすぎない。

○岸井座長 そうだと思います。事務局は、今の点はいかがですか。

○片桐調整課長 松村委員のおっしゃるとおりだと思います。

○上村委員 例えばこういうときに、公正取引委員会が、ある種の公的再生支援のための視点といたしまししょうか、チェックリスト、ガイドラインを設けて、あるいは事前に相談するとか、競争政策の観点からの関与があることによって、支援の必要性和競争の問題とを調整していくことによって、こういう問題点があるけれども、そこはきちんとチェックしまししょうという話になってくるのかなど。

○岸井座長 その辺は皆そういうことだと思うのですけれども、あと、具体的な指標については、やはりいろいろ議論はあるとも思うのですけれども、そういうことも含めてもし御意見がありましたら。恐らく規模というときは、先ほども説明されたかもしれませんが、例えば地域経済活性化支援機構法には、大企業の定義があつて資本金の額や従業員数で判断している。ですから、恐らく大企業・中小企業という区別はここに入ってくるのかなと思います。シェアとか集中度は、競争政策ではよく使われる指標です。

よろしいですか。それでは、この話はかなりシンプルな話なので、次に移っていききたいと思います。

次は、支援の内容ということで、支援の期間・回数、支援の規模という、かなり定量的な要素がありますけれども、これも、こういうことでいいのかどうか、いかがでしょうか。

最初の期間・回数というのは、恐らくEUのガイドラインには一度限りかつ最後、特にこの再生支援については、そういう原則を設けていることが参照されているのではないかと思います。

○大山委員 国内だけで競争している企業なのか、グローバルに競争している企業なのかによっても変わって、例えば期間は、ある電機メーカーは、向こう3年で投資したものが全部裏目に出ていて、また新興国から進出してきている企業も、キャッツイヤ、ドッグイヤといった進歩の速度が速く、全く経営も健全で、それから経営者の資質も問題ないけれども、余りにもグローバル競争のスピードが激しいために、支援期間も読めない時代に入っているような気がするのです。支援期間が長いことが良いか悪いかということについて、この研究会として最終的に提出する文言の中にどうニュアンスを盛り込むか、ちょっと難しいのではないかと感じるので。

これは日本のお家芸だといっていて、社会的影響も大きいし、雇用や産業波及も大きいからといって、長期的に支援したのが裏目に出るとか、それが国内競争だけなのかグローバル競争に影響も含めて出るのがちょっと分からないので、期間の長短だけで金科玉条のごとく決めてしまえない時代に入っているような気はするのです。

○岸井座長 そうするとむしろ期間・回数をもうちょっとフレキシブルに考えるべきだという趣旨なのですか。

○大山委員 それは短い方がいいのか、長い方がいいのかが分からないので、繰り返し行われる場合には、競争に与える影響は大きくなるかが分からないのです。

○松村委員 私は、この文章はこう読んだのですけれども、例えばA産業において1年間の支

援と、B産業において2年の支援という場合に、1年と2年で、2年の方が長いからB産業の支援の方が問題だといっているのではない。B産業であれば2年ぐらいの支援が、ある意味当然必要だということはあるかもしれない。けれども、同じA産業で1年の支援でやるのか、2年の支援でやるのかというと、2年の方が影響が大きいといっているだけ。他の条件を一定とすれば、長い方がより注視する必要がある。でももちろん他の条件を考えないということではない。その程度のざっくりしたことが書いてあるだけと理解すればいいのではないのでしょうか。

○片桐調整課長 これも松村委員のおっしゃるとおりだと思います。

○上村委員 ということは、今の松村委員がおっしゃった観点からいきますと、公正取引委員会が競争政策的な観点から公的再生支援を評価して、公的再生支援がなされたとします。そうすると、公正取引委員会の評価の視点が、1回しか支援してはいけないから、もうその後の支援には、そういう視点は及ぼしてはいけないのかというと、そんなことはないだろうと思うのです。

ですから、公正取引委員会の視点が正しいとしても、その後、もう1回再生支援が行われたときに、2度目だからもう一切公正取引委員会は関係ありませんといえるのかということなのですけれども、多分いえないのではないかなと感じました。

○岸井座長 恐らく先ほど松村委員がこれに関して、前のところでお話ししたことと同じかと思うのですけれども、これ、回数が多くてはいけないという話ではなくて、繰り返しやった方がやはり問題が出てくるので、より注視しようということを出ているのだと思うのです。

そうすると、期間・回数も、その意味ではこういうことになるのかなと思うのですけれども、規模もそういうことかなと思うのです。

○国谷委員 質問です。

○岸井座長 どうぞ。

○国谷委員 この論点の整理は、このように書かれる限りはそのとおりと私は思っているのですが、最終的には、まだその議論は本日はされないと思うのですが、何か結論めいたところを意図して、この問題設定というか論点設定がなされているのか、そうでなかったら、これは当たり前のことを書いているというだけの問題ではないかと思っているのです。

○岸井座長 問題設定というか、先ほどの注視するポイントとして、これは出てくるということだと思うのですけれども、特に問題ないですか。

私は問題提起というか、特に回数の方が先ほどから問題になっているのですけれども、こ

うというのはどうなのかというので、日本航空のケース、確かに地域経済活性化支援機構が救済した再生支援は1回だけなのですけれども、その前に日本政策投資銀行という別の公的金融機関が、支えの融資を、事実上公的再生支援に近いようにも評価できるようなことをやっていて、それでどうも日本の公的な支援をみると、こういう支援機構のような機関だけでなく、企業の経営がちょっと苦しくなったらほかの機関が助けて、それでどうしようもなくなったら、また最後に再生という形で、これがそのまま当てはまるということではないですけれども、恐らくEUのガイドラインだと、これはもう繰り返したということになると思うのです。

○国谷委員 日本政策投資銀行の融資については、何が支援かという定義の問題もあると考えます。WTO協定上問題になる、相殺関税に関する支援で、今言った有利な融資であるとか、普通は民間では受けられないような状況で融資をするということも国家による支援に当たるとみられていると思います。

そういう観点からすると日本政策投資銀行の融資については、モラルハザードが感じられました。日本政策投資銀行が助けてくれるので、お金は回る。普通の銀行なら借り換えについてノーと言われるところを日本政策投資銀行があるから助かっていたと思います。

○大山委員 いつも支援の時には、公的に近い日本政策投資銀行が融資するのだったら、少しくらいは融資してもいいとかいう銀行が出てくるのです。だからそういう意味では今、国谷委員や、座長もおっしゃったように、日本政策投資銀行という固有名詞はともかく、事前に融資していることが、全体として結果的にはゾンビ企業の延命、さらに公金支出というマイナス要素につながる可能性があります。

○国谷委員 日本政策投資銀行が出てきて融資をすると、メガバンクも融資をします。日本政策投資銀行で融資の話がまとまるかどうかを、民間の銀行はみています。日本政策投資銀行で話がまとまると支援体制が整ったということになる。

○大山委員 財務省と日本政策投資銀行がいいなら融資してもいいというようなことを民間の銀行はいうのです。

○岸井座長 逆にそれがないと、民間の銀行は動かないわけですか。

○国谷委員 それがないと、融資したときに株主代表訴訟で負けることがあり得るのです。なぜ融資をしたのですかと問われたときに、説明がつきにくい。融資をしたが、融資先が割と短い間に潰れてしまったときに、取締役が個人責任を追及されるというのは、かなりのリスクです。日本政策投資銀行が融資をしているところに相乗りすると、株主も融資するのはやむを得ないと実務的に判断します。

○**大山委員** ありますね。政治的判断もいつもそうですね。

○**岸井座長** これは具体的な話ですけれども、日本は特に公的な金融機関が、日本政策投資銀行以外にもいろいろありますので、回数というと、この辺りも1つの論点になります。

それから、ほかにいかがですか。これは当然ですが、規模の話については、絶対的なもの・相対的なものということで、一応区別されているのですね。絶対的というのは、規模の総額のこと、相対的というのは、事業規模に対する支援額の割合になるのでしょうか。

○**片桐調整課長** はい、さようでございます。

○**岸井座長** 一応区別していて、どちらもこのようにいえると思うのですけれども、いかがですか。

それでは、ほかにこの論点についてなければ、次に支援の内容に関する論点に移ります。具体的なところは、実務に詳しい方にいろいろお話を伺いながら、議論しなければいけないと思うのですけれども、資料では、金融支援と非金融支援ということで分けており、最初の金融支援については、融資等の流動性支援と出資を分けております。

それから、非金融支援については、その中にもいろいろなタイプがあるということで、支援のタイプによって、こういう分け方でいいのか、あるいは別の分け方があるのかということも含めて、競争に対する影響を考える場合に、一定の有効性を持つのか、あるいは関係ないのか、そういうことを含めて議論いただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

これは実務に携わっていらっしゃる国谷委員に、感想でも構いませんので、御意見をお伺いできればと思うのですけれども。

○**国谷委員** 網羅的ではなくて、分かりやすいところからコメントさせていただくという趣旨からすれば、1番目の○の融資等の流動性支援と出資、つまり、ローンかエクイティかというのは、実務的には極めてはっきりしております。企業が立ち直って最終的には誰かほかの人に株式を買ってもらえる、さらに、上場で利益が期待できるという場合には、ファンドや事業会社が出資をします。

ところが、これは多くの場合そうだと思うのですが、なかなか先が見えにくいし、本当に再生できるのかどうか分からないという場合には、普通は出資せず、貸付けを行います。出資と貸付けでは弁済の優先順位が違いますし、金利も付きますので、まずは貸付けでお金を出すというのが常識です。

弁済の優先順位からすると、最劣後になる出資にはなかなか踏み込みにくいというのが通常です。公開会社の場合には、出資行為に経済合理性があるのか、自社の株主等を納得させられ

るのかということもあります。

金利付きの融資であると経営上負担になります。出資であると、劣後で金利も払わなくてよいですから、支援を受ける側の企業の負担が軽いです。

支援を受ける方は経済的な負担が軽い出資をできるだけしていただきたいというのが通常です。出資の場合、オーナーシップを取られるという別の面はありますが、それは競争政策とは少し違った観点かもしれません。

非金融支援と金融支援については、一般的にはお金が絡む出資又は融資の方が影響は大きいと思うのですが、専門家の派遣等も程度問題ではないかと思っています。お金は出さなくてもかなり大規模かつ長期的な支援を実施することになると、受け止められ方からすると、そこまでコミットするということで、信用力は大幅にアップしますし、潰れない企業ということになりますから、競争上は有利になります。

有利な側面は実務的にはいろいろとあるのですが、まず取引を再開してもらえ、次に危ない企業は、金利を含めて取引条件が不利になる一方、潰れない企業となれば有利な条件、例えば従前の取引条件を維持してもらえることがあり得ます。分かりやすくいえば、危ない企業はお金と引換えでないと原料等を売ってくれなかつたりしますけれども、潰れないと分かったら、30日後や60日後の支払いでよいということになります。

原料等を供給してくれるのかということところが、まず決定的に違います。潰れそうか、潰れそうでないかという信用力は事業再生においてはかなり大きいのです。銀行が以前は支援先に人を出すということがありました。日本においては、メガバンクが人を出すということは、責任を取るという意思表示ですから、かなりの信用供与としても、競争的にもインパクトがあると思います。

メガバンクは最近はなかなか人を出さなくなりました。お金よりも人を出すことの方が、場合によってはインパクトが大きいものですから。少々お金を出しても人を出さないという傾向が今は強いのではないのでしょうか。ましてや政府から人が来るということになると、そのインパクトは大きいです。競争政策上どうかということろはさておき、実務的な影響はかなりあるのではないかと思います。

○岸井座長 松村委員，どうぞ。

○松村委員 私は、非金融支援は金融支援と比べて競争に与える影響は小さいとってよいかについては、ノーだと思うので、このような文章を入れる必要はないと考えます。非金融支援もタイプによって競争に与える影響はいろいろあって、大半のタイプのものは金融支援よりも

競争に与える影響は弱いのかもしれないけれども、全てがそうだとは限らない。タイプが違うということだけ言えばよいのではないか。

極端なことを言えば、絶対そんなことは言わないと思いますけれども、もし国が公務員の出張は全て日本航空を使うべしと言ったとしたら、それは非金融支援でしょうけれども、どう考えても競争をゆがめる効果が絶大です。非金融支援に関する最初の〇は取ってしまえばいいのではないかと思います。

○岸井座長 今、お話を聞いていると、単純には整理できず、優劣を付けられないと思います。

金融支援のうち流動性支援の趣旨は、先ほど国谷委員の説明でよく分かったのですが、そうするとやはり公的再生支援で出資するというのは、その企業に国がかなりの責任を持って支えるというアピール効果が大きいと考えてよろしいですか。

○国谷委員 そう思います。特に議決権の過半数を取ることであれば、経営責任を取ることですから、その出資母体が国のような潰れないところであるとすると、市場はこの企業は潰さないという国の意思表示だと受け取るのではないのでしょうか。

○岸井座長 大山委員、何かございますか。

○大山委員 今の、国谷委員のお話のとおりというか、例えば国が公金で株を大量に買い、議決権を持って人も出すと、信用力は多分すごく高まって、それと同時に、金融機関の場合は優先株のこともありましたけれども、その企業に対する政府によるグリップが効くようになるのです。

そうすると良い、悪いの議論はともかく、公的再生支援の場合は、「やり過ぎだろう」とか、「税金を入れたのだから余り羽目を外すな」とか、「もっと慎ましやかにやれ」といった、競争に与える影響のさじ加減について、政府の関与がかなり大きくなると思うので、それが競争に影響を与えるのか、与えないのかというのは、両方ある気がします。

やはり、どの会社も議決権を国に持たれて、官僚が来てにらまれたら相当怖いですよ。だから、半国有化とか準国有化とか、マスコミはいろいろと勝手な言葉で見出しを作るのですが、公的再生支援が競争に影響を与えないように政府がグリップすることもできる気はします。

○岸井座長 よろしいですか。上村委員、今の点どうですか。

○上村委員 これは国が出資をするという場合ですよ。国が出資して、取得した株式については、とにかく毀損してはいけないということで、大抵毀損しないために何か変なことをするので。

ですから、第三者への譲渡もそうだし、それからカネボウ等のケースをみていますと、とにかく株式価値を毀損してはいけないというので、最初にTOB（株式公開買い付け）を掛けてきた買収者においしいところをあげて、次においしいところを2番目の買収者にあげて、最後はぼろぼろにされるということがあります。

先ほど言った幾つかの総論的な視点から言うと、公正さとか個人株主がどうなったのかとか、そういう視点からはかなり問題が生じている場合が多いのではないかなという感じがあります。実務感覚がどうかは分かりません。

○岸井座長 ほかにいかがですか。EUのガイドラインをみますと、EUも支援の内容によって優劣を付けるということではなくて、私の理解では目的の達成に適切な方法を選べというニュアンスでいろいろな支援の手段が書かれているようにも思います。競争への影響をどう考えるべきかについては、今のお話をお聞きして、一律に答えは出ないと思いますので、もし何かありましたら後でまた戻るということで、では後半部分に移らせていただきます。

8ページ、競争に与える影響の最小化について、事務局から説明をお願いいたします。

○片桐調整課長 それでは後半部分になりますけれども、公的再生支援が競争に与える影響の最小化の方法の部分についての説明になります。

これ以降の御議論の論点でございますけれども、実は御覧いただければ分かるように、各項目につきまして、今まで御議論いただいた、5ページ以降の市場の特性や、支援の内容が競争にどのような影響を与えるかという論点の各項目と対応関係にあります。

したがって、このページ以降の各論点については、今までの御議論を踏まえて御議論いただく部分になります。

8ページでございますけれども、1つ目の○については、支援期間について、先ほどの御議論を踏まえ、支援期間は延長しないこと、それから延長する際には、その条件はあらかじめ支援の決定の際に定めておくべきではないかといったような点、それから、支援の回数を限定することについて、一定の期間内に一度だけとすべきではないかといったような点についても御議論いただきたいということでございます。

それから2つ目の○ですけれども、これも先ほどの御議論を踏まえて、中小規模の事業者等に対する支援としまして、被支援事業者の規模又は市場シェアが小さい場合や、市場集中度が小さい場合に、競争に与える影響は考慮しなくても問題ないのではないかといった点について御議論いただきたいということでございます。

それから9ページに参りますけれども、ここでは支援の規模を最小化するという観点から、

EUのガイドラインを参考にいたしまして、被支援事業者が、公的再生支援とは別にその事業再生のための借入れなどを一定程度行うことですか、あるいは被支援事業者の株主が減資等を受け入れるといったことが望ましいのではないかとということでございます。

さらに、こうしたことによりまして、このテーマであります競争に与える影響の最小化がなされることのほかに、この事業者自身の効率改善のインセンティブが維持されるといったことですか、株主等による被支援事業者に対する経営効率化の規律付けをしようというモチベーションも維持されるといった効果も見込まれるのではないかとという点を挙げております。

それから、最後に10ページでございますが、1つ目の金融支援ですけれども、これは先ほどの議論を踏まえると、競争に与える影響を最小化するために、どのようなタイプの金融支援が望ましいのかについての論点ということになります。

それから、非金融支援につきまして、これも先ほどの御議論を踏まえてということございまして、最初の○につきましては、非金融支援は金融支援と比べて望ましいと考えられるかということでございますけれども、先ほどの御議論を踏まえますと、ここは特に議論する必要がないことになるかと思えます。次のどのようなタイプの非金融支援が望ましいと考えられるかについては、これも金融支援と同じでございますが、先ほどの御議論を踏まえて、その競争に与える影響を最小化するためにどのようなタイプの非金融支援が望ましいと考えられるかといった点について、御議論いただきたいということでございます。

それから最後の法的整理との併用でございますけれども、法的整理との併用につきましては、補完の考え方ということで、法的整理だけではその事業再生が困難な場合に限って、公的再生支援を法的整理と併用すべきではないかという点、それから、公的再生支援と法的整理を併用する場合は、競争に対する影響を最小にするために、公的再生支援の内容をどのようなものとするべきかといった点について、御議論いただきたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

それでは自由討議ということで、先ほどの話と重複しているところもありますけれども、最初に支援期間の短縮化及び支援回数限定、それから中小規模の事業者に対する支援については先ほどかなり議論しましたが、「原則として」、すなわち例外は認めるということですが、支援期間について延長しないとか、延長する際にはあらかじめ条件を定めるとか、支援回数は一定期間内に一回限りとか、少し踏み込んで書いてありますので、この是非も含めて御意見をお聞きできればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○上村委員 「原則として」となっていますから、1回でない場合もあるらしいのですけれども、それは結局、公正取引委員会が公的再生支援のプロセスにどのような関与をするという形で設計されているか。つまり、原則として1回だけれども、例外のときは、公正取引委員会がまた関与するのか、あるいはそのときだけ関与するのか。1回目に公正取引委員会が関与している場合に、2回目以降公正取引委員会は何もしてはいけないということは、むしろ公益に反することになるかと思えますので、その辺との兼ね合いかなという感じはします。

○岸井座長 今の点は、よろしいですか。国谷委員。

○国谷委員 「原則として」という言葉があるので、この書き振りで特に決定的な問題があるとは思いませんけれども、実務的な観点からすると、公的再生支援だろうが、法的整理であろうが、支援をするときにこれでだめなら将来もう一回あるよということは普通はない。事業者が甘えるという問題、それからモラルハザードの問題が出るので、支援をする以上は支援決定の段階で、どの程度の期間、どのような計画の下に、何をするのかということがきっちりと分かっていて、その内容が合理性のあるものでなければいけないですし、利害関係人の意見を調整する必要もありますから、将来事情が変わった場合には計画を変更することがあるにしても、最初から多数回の支援を予定したり、事情変更の条件を設定したりすることは、普通は考えないし、考えるべきではないと思うのです。

○岸井座長 そうですね。ほかに。松村委員どうぞ。

○松村委員 私は「原則として」と入っていてもこの文章ではまずいのではないかと思うのです。まず、支援期間の短縮化及び支援回数限定と書いてありながら、実質的には支援回数限定しか書かれておらず、期間の短縮化のことについてほとんど何も述べられていなくて、延長が述べられているだけだと。これを文字どおり受け取ると、例えば最初から7年間補助金を出しますというのは延長も変更もない。一方、最初に3年間補助金を出す予定だけれども、それでは立ち直れなかったんで、その後2年延長しますというのを比べると、後者は駄目だけれども、前者は良いことになりかねないわけです。それはどう考えても趣旨に合わないと思うので、私はこのままの文章ではまずいのではないかと思うのですが。

○岸井座長 全くそのとおりでと思います。これは恐らく前半は延長しないということですから、これは一度決めたら延ばすなという趣旨ですね。ですから、短縮化ではなくて、延ばすなという話だと思います。

それから、条件を決めるのはよく分からないのですけれども、先ほど松村委員の言うような

お話だと、条件によっては実質的に底抜けになってしまう危険もあるということですね。どうぞ。

○**大山委員** 短縮というのは、現実にあるかどうか分からないのですけれども、つまり景気状況等が公的再生支援を行ったときより予想外に好転してしまい、取りあえずぎりぎり生きていくのではないかと状況が予想外に早く来たら、それ以上支援しないというケースは実務的にございますか。

○**国谷委員** それはあります。逆に言うと、支援されている方も公的再生支援のしがらみからは1日も早く抜きたいと思うので、経済状況が良くなり、経営環境が良くなったら、普通の企業に戻りたいと切実に思うと思います。実際そういう例もあります。

○**大山委員** そういう現実論を踏まえたら、タイトルと本文の整合性がないという松村委員の話とは別に、そういうニュアンスが入るような意味の短縮化もあり得る気はするのです。

○**松村委員** その点もものすごく大事だと思いますので、当然考えるべきだと考えます。ただ、私が短縮化と言ったのは、最初7年と決めていたのを、必要なくなったら5年に短縮せよということではなくて、この目的のための支援なら、7年もする必要はなく5年で十分できるなら、最初から5年にせよという意味での最小化と思っていたのです。その点が全くなく「2回やっただけが目」だけが出てくると、逆に、最初に不必要に期間を長くして延長を回避するというインセンティブが出てきてしまうおそれがあり、困るということです。

○**岸井座長** いろいろ議論が錯綜しておりますけれども、整理させていただきますと、期間と回数は取りあえず分けて、期間については、例えば、この前ヒアリングを行った地域経済活性化支援機構は確か再生期間は5年という一応の目安を法律で定めています。ですから、公的再生支援の場合、通常は支援期間の一定の目安を定めると思うのです。ですから、そういう枠の中での話になるのかと思います。

それから、回数ですけれども、これは松村委員がおっしゃったように、回数だけ問題にしても余り意味がないので、これは、今言ったような期間とリンクさせた議論に当然なると思います。どうぞ。

○**上村委員** 最初に支援するとき、例えば3年たったらもう一回その後の期間について見直すという見直し条項が入ることがあるのでしょうか。

ないとすると、例えば日本航空のように世界一の高収益企業になった場合に、支援する側としては、過剰支援になっている可能性もあるので、途中で支援を打ち切ることはあっていいかどうか。

それから、期間について、例えば30年前に一度支援して、30年経ているからその企業は全くのフレッシュスタートになり、その企業に再度支援を行う際は、新たな発想で考えてよいと思ったのです。

○岸井座長 どう整理したらいいかということなのですが、とにかく期間と回数が、先ほどの一般的な議論では、期間が短く回数が少ない方が影響が少ないというのはある意味で当たり前であり、その上で具体的な方法として、ある程度標準的な期間を決めることができるのかどうか。それを基に期間を延ばすとか、支援を繰り返すということができるとか。恐らくそういう議論になると思うので、期間・回数だけやると、松村委員が言ったような何か非常に矛盾した議論になってしまうということではないかと思います。いかがですか。

これは事務局の方でも改めて議論を整理してもらえればと思います。

では、その次のページ、規模の最小化ということなのですが、これは自己調達とか損失負担ということで、自己調達は、被支援業者が公的再生支援とは別に増資や借入れをすることで

○片桐調整課長 はい、そうでございます。

○岸井座長 それから、損失負担は、株主等が減資等を受け入れるということで、これについてはEUのガイドラインでは、「現行の株主、および必要であれば劣後債権者が損失を全額吸収しなければならない」という非常に厳しい考え方を採っているかと思うのですが、このようなことも含めて、いかがでしょうか。

自己調達については、これも国谷委員にばかりお伺いすることになりますけれども、通常は組み合わせて再生支援が行われるわけですね。

○国谷委員 自己調達できるのであれば、それは万難を排して全てできることをやっていただかないといけないのではないかと考えています。それができないときに初めて公的資金が入るのが実務の発想で、公的資金というのは、ラストリゾートだと思っています。公的資金を頂く前には、グループも含め利害関係人と話し合っ、出資であろうが貸付けであろうが、取引条件も含めて、全てを検討した上で、どうにもならないので公的資金を受け入れるのが実務感覚ですし、公的資金を頂く以上は、株主は全てオーナーシップを諦めていただくというのも実務的には当然の前提のように思っています。そういったことをしないで公的資金が入るとするのは、非常に甘いといえますか、我々の普通の感覚からすると、そのようになってはいけないのではないかと考えているのです。

○岸井座長 分かりました。どうぞ。

○上村委員 今の点は確かにおっしゃるとおりで、それができるぐらいなら公的再生支援を受ける必要はないのではないかと。逆に、公的再生支援があるから増資ができるときは筋が悪い場合が多いのです。

ですから、裁判所が関与すれば、公的再生支援がなされたから実現できた増資も、一体としてそれなりのチェックを受けることになるだろうと思うのですが、今の会社法は何でもありになっていますので、そこは私も会社法をやっている人間として、自信を持って公正さはちゃんと維持されているとはいえない。

そもそもヨーロッパでは第三者割当というのはないのです。だから、増資ができるなら公的再生支援は必要ないというのはよく分かる。でも公的再生支援があるからできる増資は疑問符が付く場合が多い気がします。

○国谷委員 先ほどの点を補足しますと、一般的に業種等を考慮せずに言うと、私は先ほど言ったところは実務感覚だと思うのですが、それとは別に、ある政策目的、産業目的、国策等があれば、民間の論理はさておき、普通の実感からは少し甘いかもしれないけれども、政府が乗り出して一定の公的再生支援をして、民間の資金についても一定の範囲で権利を残しておくことはあり得るかもしれません。ただこれは政策議論になってくるのかなと思っています。

○岸井座長 事務局はいかがですか。今の論点については、いろいろ意見が出ましたけれども。

○片桐調整課長 御議論を踏まえて整理をさせていただきたいと思いますが、次に御議論いただく予定の金融支援や、非金融支援において競争に与える影響を最小化する方法や、法的整理との併用の議論とも関係してくると思います。

○岸井座長 これは議論を整理する必要があるのかもしれませんね。

○上村委員 公的再生支援が実施される、あるいは事業者が債務超過であるという情報が出て、事業者の株価がどんどん下がってきまして、最後は5円、4円、3円、1円となってくると、投資家はどのようにいいかわからない。株式を売ったらいいのか、でもひょっとしたら政府の支援が実施されるのではないかと。

ですから、確かヨーロッパだったと思いますが、個人株主について、一定期間の平均株価を基準にして幾らかは補償することがあったかと思っています。でも日本は、それをみんな切り捨ててしまうのです。最後の方になると、もう本当に価値が無いように思うのですが、その後、数か月たってみると、株価が上昇したり急に価値が出たりする。その間、情報が不確実な状況に置かれた個人投資家の補償制度は日本にはほとんどないので、その点を考えると、株主責任というのは、日本の状況では支配株主責任が中心ではないかという感じがします。

○岸井座長 その辺りの議論も含めて、もう少し整理することとしたいと思います。松村委員、どうぞ。

○松村委員 今回ではなくてもいいのですが、前段について理屈を教えてください。まず、ここで公的再生支援を受ける前に、民間から資金調達ができるならやれということを行っているのなら、国谷委員がおっしゃっていたとおり、当然やるべきことだと思います。しかし、これはそういうことを言った文章ではないですよ。

公的資金で100%資金を調達するのではなく、公的資金を受けることが前提となっていたとしても、少しは民間から借りる努力をなさよということを行っているわけですよ。

国から、例えば無利子融資を受けるとしても、必要な資金が100億円だとすると80億円は国に頼って、20億円は民間から借り入れる努力をせよということを行っているのですよね。しかし、国が100億円出すのではなくて、国から80億円で、民間から20億円を集めてくる方が、競争に及ぼす悪影響が小さいという理屈はどうしてなのですか。

○片桐調整課長 私自身が誤解しているのかもしれませんが、100億円の資金が必要な場合に、そのうちの80億円を公的な部分で賄い、残りの20億円を民間で自力で調達すると、20億円については、要するに公的再生支援による競争へのゆがみが生じていないので、公的資金で100億円全てを賄う場合よりも競争をゆがめる部分が抑えられるのではないかという理屈です。

○松村委員 完全に整理できていないのですが、民間から資金が調達できるのに、先に国から資金を入れようとすることによって、ゆがみが生じるというのはとてもよく分かるのですが、国の支援が前提にあって、そのうちのお金をほんの一部、民間資金を入れたら、どうして競争に与える影響が小さくなるといえるのでしょうか。

○岸井座長 私はそのとおりだと思います。最近改訂されたEUのガイドラインで、自己拠出とか損失負担の話は、改訂されて新しく入った条項のようです。

このガイドラインの90段を見ますと、モラルハザードの話が出てくるのです。ですから、恐らく片桐課長がおっしゃったことだけではなく、それと併せてむしろモラルハザードも重視しているということではないかと思います。株主・債権者がある会社の株を買うときに、本来ならば経営の将来性等をきちんと判断して投資するはずなのに、公的再生支援で再生していて、しかも株についても一定割合、あるいは場合によっては全額保護されることになると、投資家に甘くなるのではないかという話がではないかと思うのです。

ですから、それも含めて競争への影響は、改めてどういう問題があるのかということをもっと詰めていただければと思います。

○上村委員 今の岸井座長がおっしゃるようなことが妥当するためには、その間適時適切な情報開示があるということが前提なのですが、普通はそれが無いのです。

諸外国には少なくとも平均株価を補償するという話がありますが、日本にはそれが無い。

それから、元々100億円入れなければならないはずのところを公的再生支援で80億円賄って、残りの20億円を自分で調達しなさいといっても、その20億円について担保はないはずですし、債務超過である事業者に返せる見込みがあるのかといたら、それは公的再生支援によってその後のプロセスが成功するに決まっているだろうという前提だけですよね。

もしそうだとすると、そういう前提があるから融資ができるとか、そういう前提があるから発行株式が消化できるとかというのは、実は金融市場ないし資本市場の競争をゆがめているわけです。ですから、私は前から何度も言っていますけれども、金融市場や資本市場も共に競争原理で成り立っているから、一体なのだと考えた場合には、広い意味ではやはり今度は金融市場や資本市場の競争がゆがめられているという話になるのではないかなと思いました。

○岸井座長 ではその辺りも含めて、改めてこのEUのガイドラインの考え方については再検討したいと思います。

ではその次、最後になりましたけれども、もう時間も迫っておりますので、競争に与える影響の最小化③ですが、金融支援、非金融支援に関する議論については先ほど行いましたので、残されている法的整理の併用についての評価になるかと思えます。これについては、国谷委員が第1回会合で問題提起をされて、富山委員も盛んに問題にされているところですので、この記述でいいのかどうかとか、あるいは別の評価方法があるのかも含めて、御議論いただければと思います。白石委員、どうぞ。

○白石委員 この法的整理との併用という点は、日本航空への支援を念頭に置いている記述だと思います。

日本航空と全日本空輸からのヒアリングについては、第3回会合で行われましたが、私は所用で欠席しましたので、配布資料や議事概要を後で拝見したわけですが、それを拝見すると、全日本空輸から、日本航空に対して税制上の優遇措置が採られたことを強く懸念する考えが示されていたようにお見受けしました。

それに対して、日本航空の側がどう考えておられるかということなのですが、多分第3回会合において、全日本空輸よりも日本航空から先にヒアリングを行ったということもあるのだと思いますけれども、議事概要を拝見する限りでは、日本航空の側が税制上の優遇措置についてどうお考えかということが、必ずしも正面からは示されていないようにお見受けしまし

た。

そのようなわけで、もし可能なら、ですけれども、事後的にでも、この税制上の優遇措置の問題について日本航空としてどうお考えかということが分かれば、議論の参考になるのではないかと考えています。

○岸井座長 その上で、この併用についてのこの評価についてはいかがですか。まだ判断できないということですか。

○白石委員 個別の事例については、様々な事情があったものと思いますので、一言で申し上げるのは難しいと思います。

今後に向けた一般論としては、やはり法的整理も広い意味では1つの公的再生支援だと思いますので、それも視野に入れた議論ができれば理想的だと思いますけれども、様々な制約があると思いますので、そのことも考えながら検討するほかないのではないかと考えております。

○岸井座長 日本航空の件は、別途追加質問のような形で検討させていただきたいと思います。併用についての議論ですけれども、皆さんいかがですか。では大山委員、どうぞ。

○大山委員 私も今回、航空業界について若干勉強させていただきましたが、当事者からのヒアリングや、第1回会合で、国谷委員が公的再生支援と法的整理の併用について特殊なハイブリッド型とおっしゃっていたのが頭に残っています。あのときは私も整理できないまま、三権分立で裁判所が決めたことは、永久に覆せないのではないかとか、いろいろなことを言った記憶があるのですけれども、裁判所が会社更生法の計画を決めてしまって、それが3年後、4年後、5年後にどういう影響があるかというのは、ある意味では競争環境をゆがめている会社から見れば、取り返しの付かない天の声が降りてしまったので、なす術がないと思う面もあるでしょうし、実際、スキームによっては相当な格差を生む可能性があるのではないかと。日本航空のケースのようなハイブリッド型の場合には、かなり慎重に考えざるを得ないのではないかと気がします。

先ほど白石委員も言ったように、税制の優遇措置とか、減価償却を圧縮する効果というのは、かなり大きいのではないかと。そういう意味では、公的再生支援と法的整理を併用する場合は、正に競争環境に与える影響が大きいので、かなり慎重に対応すべきという気がいたします。

○岸井座長 松村委員いかがですか。

○松村委員 最初の○に書いてあるのは全く妥当なことだと思いますので、このままでいいと思います。民間だけでできる場合は公的再生支援が必要ないという大原則を言っただけですね。

2番目についても、併用するのがけしからんということはありませんと思うのです。公的再生支援を受けたらおよそ会社更生法を適用できないということになれば、その弊害の方がはるかに大きいと思います。ただし、仮に法的整理を併用することが分かっているなら、そのことを前提とした上で公的再生支援を最小限にすべきだという原則で考えていけばいいのではないかと思います。

○岸井座長 国谷委員どうぞ。

○国谷委員 1つ目の○と同じことを少し角度を変えて言っているだけかもしれませんが、公的再生支援をする場合には、民間でできることは全てやってからというのが、大原則だと思っております。民間でできることの中には法的整理も含まれ、公的再生支援は使えるものは全て使った上でないと受けられないというぐらい厳しいものでないと、なかなか規律が保てないとは思っています。年金の削減や余剰人員の解雇等、普通の枠組みでは対処できない場合に、法的整理を検討するということだと思います。

オーナーシップを諦めてもらったり、従業員の解雇、年金の削減というような痛みを伴ったりしない限り、公的資金というのは出しにくいし出すべきではないというのが原則ではないかと思います。

公的再生支援を受けた企業が強くなり過ぎたことは余り例がないと思います。今まで法的整理をした結果、立ち直った企業はたくさんありますが、強くなり過ぎて、ほかからクレームが付くというのは余り聞いたことがありません。法的整理において、公的再生支援をした場合にはどうなるかということが裁判官や倒産の実務をやっている弁護士も余り経験がないものですから、そういうところを十分に考慮せずに進めた可能性があるのではないかと思います。

今後は、仮に法的整理との併用があったとしても、被支援事業者が強くなり過ぎるのは、事業再生の観点からしても行き過ぎだと思いますから、違った意見が出てくるのではないかと思います。

○大山委員 ヒアリングのときにEUの勉強をさせていただきました。裁判所ではないですけども、EU競争総局が国家補助の審査を行うに当たり、競争事業者からのヒアリングを事前にやって透明性を確保しているとのことでしたが、日本航空のケースでは、全日本空輸の社長もそういった透明性への配慮はなかったとおっしゃっていましたよね。我々が取材した中でも、そういった形跡は全く見受けられませんでした。ですので、今、国谷委員がおっしゃったように日本航空のようなケースは極めて特殊な例で、最終的に法曹関係者においても、余り例がない中で進んでいったというような御見解でしたから、今後法的整理と併用する場合には、EU

の制度そのものが良いかどうかは分かりませんが、やり方は相当慎重に考えないと、結果として助けたところが強くなり過ぎたという事例がまた出かねないと思いますので、手続もかなり慎重にすべきだと思います。

○岸井座長 上村委員どうぞ。

○上村委員 国谷委員に教えていただきたいのですが、公的再生支援と法的整理を併用する場合、支援機関と裁判官は話し合ったりするのですか。

○国谷委員 綿密に話し合いをします。

○上村委員 相当話し合いはしている。では手続としては別の手続ではないですか。

○国谷委員 別ではないですね。裁判官の立場からすると会社更生法上の手続で、たまたま公的再生支援が入っているにすぎないという感覚だと思います。

○上村委員 会社更生法だとすれば、そこで利害調整してしまいますよね。債権者は我慢しましょうという話になるわけですよね。裁判所の手続ですと、利害関係人がみんな少しずつ我慢して、そして更生計画を立てたものの、公的再生支援が実施されてみると、ああいう調整でよかったのかとならないのかと。

ですから、債権者が我慢して、株主も責任を取らされて、労働者が解雇されて、だけどそれは司法手続の中でやれる。しかし支援機関からどんと資金が入ってくると、別に債権者が我慢しなくてもよかったのではないかと。その後の手続をみれば解雇する必要はなかったのではないかと、個人株主も追い出される必要はなかったのではないかと。国谷委員はこういうケースはまれだから、ちょっとやり過ぎた点があったのではないかとおっしゃっていましたが、裁判所という非常に強硬な手続を利用することが、結果的に誰かの株式価値を上げたり、誰かの株主権が個人から移ったりということになっており、そこは、裁判官とは異質な役割を果たしているという理解なのではないでしょうか。

○国谷委員 裁判官は、関連する会社更生法を中心とした法制を考えていますので、独占禁止法の観点はないと思います。それから、事業再生の専門家といわれる弁護士も、独占禁止法の観点を持っている人は余りいない。ゼロというと語弊がありますが、そういう発想は今まではなかったと思います。

○上村委員 でも後で公的支援機関から何百億円入ってくるという前提でやるのですか。

○国谷委員 事業計画を立てますので、資金繰りは分かっています。ただ、ここまで強くなるとは思っていなかったというのが、正直なところではないですか。

○岸井座長 この辺りは、国谷委員が御専門なので、私もお聞きしたいのですが、公的資金が

入らないと、通常の場合、会社更生法の適用を申請する際に、申請を決定するのは、当然経営者でしょうか。

○国谷委員 そのときの経営陣、取締役会が最終決定します。

○岸井座長 本来であれば、日本航空の経営陣が申請して、それを受けて裁判所が判断する。しかし、公的再生支援の場合は、支援機関が事実上会社更生法を申請するか否か判断する権限を有しているということでしょうか。

○国谷委員 実務的なことを言いますと、事業者において、お金が回らなくなり、返済できないのがみえてきて給料が払えないと会社は潰れます。潰れたら困るので、どういう手続を採ろうかと判断する際に、経営陣には色々なオプションがあるわけです。会社更生法にしようか、あるいは事業再生ADRといって、任意の話し合いによって、全員の債権者の同意でローンをカットするか、企業再生支援機構に支援を打診するかなどを検討します。経営陣は、できるだけ自分たちの影響力が残って、自由度が残った上で再生できるものはどれかということを考えます。

ですから、会社更生法は普通は最後の選択肢です。特別な場合以外は、原則として、自分たちの首が全部飛びますから。本当は一番やりたくないのです。

もしも会社更生をせずに支援機関による支援のみでお金が入ってくるのであれば、この方がはるかに良いのでその申立てをする。ところが、普通は、法的手続を採らないと、年金をカットしたりできないですね。国も法的手続を採らずに国のお金を出すわけにいかないとせめぎ合いになるのです。

国が支援をする前提として、会社更生の手続を採り、従業員の解雇や年金カットなどができないかという議論をして、裁判所にも事前に相談して、裁判官の意見を聞いたり、国の意見を聞いたりしているはずです。そして、最終的にこの組み合わせでいこうと決める。

○岸井座長 そうすると、今日はお休みですけれども、富山委員がいわゆる更生手続を併用するのは二重の支援ではないかとおっしゃっていましたがけれども、それは結局、会社更生法の手続を利用しようとする、債務軽減効果が大きい別の制度も一緒に使わなければいけないので、どれかを選択することはできないわけですね。

そうすると、先ほど上村委員がおっしゃったようなほかのところも使うことによって、いわば会社更生を使うことによる副作用というか、いわば過剰支援効果も伴ってしまうので、そこらも考慮しながら、制度の利用を考えなければいけないということになるのですか。

○国谷委員 今から考えると、国がお金を出す前提として、そういうことも考えておいた方が

よかったのだと思います。

○岸井座長 白石委員どうぞ。

○白石委員 EUで、競争者からのヒアリングがきちんと行われているのは、結局、昔からこの国家補助規制という枠組みがあったからだと思います。

したがって、日本についても、もちろん過去の検証も大事なのですが、今後に向けてという観点からは、法的整理の過程で、競争政策の観点も可能な限りで検討してもらえるようにするにはどうすればいいかということを考えるのがよいのではないかと思います。

その意味で、過去にどういうことが起こったかということを検証して、会社更生法に関与している裁判官や弁護士その他の方々が、競争政策の観点を受け入れてくれるとすれば、どういう形かということの研究するということが大事だと思います。

それから、もし会社更生法の方で考慮することに限界があるとなれば、その分を公的再生支援の方で調整すればいいということになるかもしれませんが、そういったことも含めて検討すればよいのではないかと思います。

○岸井座長 今の点ですけれども、私も国谷委員に最後に1点だけお伺いしたいのですが、更生手続において、今の白石委員の発言と関係するのですけれども、裁判官と支援機構で話し合いをするということですが、そのプロセスとか内容というのは、どの程度公開されるのか。それとも、あくまでも当事者間の話し合いであって、表には出てこないのか。

○国谷委員 公開されません。

○岸井座長 公開されないわけですね。それがやはり不信感を生んでいるのではないのでしょうか。裁判官の天の声と言っていましたけれども、プロセスをもう少し公開するという事は、今の会社更生法の手続だとなかなか難しいのですか。

○国谷委員 裁判関連法令では、裁判の公開のような規定が存在しないので、公開しないのが当たり前です。逆に公開してしまうと、かえって実務的なことがやりにくくなるという感覚ではないかと。

○岸井座長 競争への影響を考えると、その辺りはもう少し情報を出してくれないと評価しようがないですね。

○国谷委員 ですから、公的再生支援がない場合は問題ないのです。公的再生支援は税金を使っているのですから、やはり公開して、皆さんの意見を聞くというのは必要ではないかと思います。

○岸井座長 どうぞ。

○上村委員 解雇とか年金の削減というのは、経営者が自力で頑張ればできないことは

ないですよね。後日裁判で負けたとか、そういうのはあるでしょうけれども。

○国谷委員 頑張ったらやれないことはないと思います。

○上村委員 これこそ覚悟を決めれば、自力でやれることではないでしょうか。だけど増資や減資というのは、かなり怪しいけれども自力でやるわけです。

そうすると結局、解雇や年金削減のような問題になると、これは結果的には本来自力でやるべきことを、司法を使って正当化している。けれども減資や増資みたいなものは、どんどん自力でやってしまうという、自力の使い場所が本当に公正なのかという印象があります。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

それでは、大分時間も過ぎてしまいましたが、今日も論点ごとに有意義な議論ができたと思います。

今日のお話で全体を通して特に追加的に話しておきたいことがもしありましたら、よろしいですか。

それでは、今日は総論から各論に入るような形でありましたが、次回は、より具体的な話でもう一度やらせていただきたいと思います。次回の会合の連絡など事務局にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○片桐調整課長 次回の会合の日時等でございますけれども、11月7日午前10時から、公正取引委員会の大会議室で行う予定でございます。

それから座長からお話がありましたように、次回会合におきましては、アジェンダに沿いまして、第2の論点のうち、本日議論しなかった代償措置と第3の論点の公的再生支援の適切さを確保するための枠組みにつきまして、御議論いただければと思っております。以上です。

○岸井座長 次回は、そのようにしたいと思います。

では、本日の会合はこれにて閉会させていただきます。皆様、長い間ありがとうございます。